

よくあるご相談

こんな悩みがあればお気軽にご相談ください。



Q. 塾講師のバイトをしています。

いつも授業の後に30分くらい報告書を書いたり、雑用をしたりしているのですが、**バイト代が支払われるのは授業時間**だけです。1日当たり30分といっても月単位でみればかなりの時間になるのですが、払ってもらうことはできないのでしょうか。

A. 払ってもらえます。

給料は1分単位で計算して支払うことが法律で定められています。報告書の作成や雑用に従事する時間も働いている時間ですから、これを**支払わないことは法律違反**です。賃金の未払いでお困りの方はご相談ください。過去の未払い給料も最大2年まで遡って請求することができます。

Q. 飲食店で働いています。

店舗が人手不足で、連日出勤をしています。そのせいで勉強時間やプライベートの時間が取れなくて困っています。正直なところ、すぐにでも辞めたいのですが、「**代わりの人を連れてくるまでは辞めるな**」とされています。

A. 辞めることができます。

当然ですが、次のアルバイトを探すことは会社の仕事です。法律では、**辞めることは自由**で14日前までに辞める意思を伝えればOKと定められています。辞めることを言い出せない場合や、「辞めます」と伝えても**辞めさせてくれない場合にはご相談ください。**

こうしたトラブルの多くは、**解決することができます。**
ユニオンメンバーが解決をサポートします。
ぜひお気軽にご相談ください。

